

# 東海道川崎宿三角おむすびレシピコンテストにおける入賞レシピ使用取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、東海道川崎宿三角おむすびレシピコンテストにおいて入賞したレシピ（以下「入賞レシピ」という。）を使用して販売する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (入賞レシピの公開)

第2条 川崎区は、市内事業者等による入賞レシピの商品化を促進し、東海道川崎宿の認知向上及び市内地域活性化を図る事を目的として、入賞レシピをホームページで公開するものとする。

## (対象)

第3条 入賞レシピを使用するの販売は、本市地域活性化の観点から、市内に所在地がある事業者及び店舗等に限るものとする。

## (使用手続き)

第4条 入賞レシピを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、「東海道川崎宿三角おむすびコンテスト入賞作品 販売届出書」（第1号様式）を川崎区長（以下「区長」という。）に届出なければならない。

## (使用期間)

第5条 使用期間は最大1年間とする。ただし、川崎区が使用状況を確認した結果、内容に変更がないと認められる場合は、その都度1年間の更新ができるものとする。

## (使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次のいずれの事項についても遵守しなければならない。ただし、区長が特に認める場合は、この限りではない。

(1) 東海道川崎宿三角おむすびレシピコンテスト入賞作品ロゴマーク ガ

イドライン（２７川区地第８８号）（以下「ガイドライン」という。）

に定める東海道川崎宿三角おむすびレシピコンテスト入賞作品ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を必ず表示すること。

（２）意匠法や商標法に基づく新たな権利は設定しないこと。

（３）定められたレシピをもとに正しく調理し、レシピの内容を改変しないこと。

（責任の制限）

第７条 入賞レシピを使用しての販売などの結果、届出者に損害が生じても本市はその責めを一切負わない。また、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、本市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（使用料）

第８条 本入賞レシピの使用料は無料とする。

（届出内容の変更）

第９条 使用者が、届出内容を変更する場合は、１０日前までに「東海道川崎宿三角おむすびコンテスト入賞作品 販売内容変更届出書」（第２号様式）を区長に届出なければならない。

（届出事業者のPR）

第１０条 区長は、レシピ使用店舗のPRを図るため、川崎区ホームページへの掲載やリーフレット、広報紙などを通じたPRを行うことができる。

（営利を目的としない場合の取扱）

第１１条 個人・団体が営利を目的とせず、一時的に楽しむ事や東海道川崎宿の認知向上を図る目的で使用する場合については、本要綱で定めた取扱を準用するものとする。

（使用の差し止め）

第１２条 使用者が、第６条に定める事項を遵守しなかったとき、又は、その

他本要綱に違反したときは、区長は、いつでも使用者に使用の差し止めを求めることができる。この場合において、使用者に損害が生じても、本市はその責めを一切負わない。

(事務の担当)

第13条 この要綱に関する事務は、川崎区役所まちづくり推進部地域振興課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項は、その都度協議の上、区長が判断するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。